

平成30年 3 月23日鋸南町告示第14号

鋸南町介護職員初任者研修等受講費等助成事業実施要綱

(目的)

**第1条** この要綱は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程の研修（以下「初任者研修」という。）又は社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条第2項第5号に規定する介護の実務経験を3年以上有する者が介護福祉士の受験資格を取得するための研修（以下「実務者研修」という。）を修了し、かつ、介護施設等に就労している者に対し、予算の範囲内において、初任者研修又は実務者研修に要した費用の一部を助成することにより、本町における介護施設等に係る雇用の確保及び介護保険サービスの供給の安定を図ることを目的とする。

(介護施設等)

**第2条** この要綱において、介護施設等とは、次の各号のいずれかに該当する事業所又は施設をいう。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第1項に規定する居宅サービス（訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売を除く。）若しくは同条第14項に規定する地域密着型サービスを行う事業所、同条第27項に規定する介護老人福祉施設又は同条第28項に規定する介護老人保健施設
- (2) 法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス（介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売を除く。）又は同条第12項に規定する地域密着型介護予防サービスを行う事業所

(交付対象者)

**第3条** 助成金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、第6条第1項に規定する申請の日（以下「申請日」という。）において、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 介護施設等に就労中に初任者研修又は実務者研修を修了し、介護職員として引き続き就労している者又は初任者研修若しくは実務者研修を修了した日（以下「修了日」という。）の翌日から起算して6月以内に介護施設等に介護職員として雇用され、現に就労している者
- (2) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本町の住民基本台帳に記録されている者
- (3) 初任者研修又は実務者研修の受講に係る国及び他の地方公共団体からの経費の助成（以下「公的助成」という。）を受けない者

(4) 町税（鋸南町税条例（昭和35年条例第6号）に規定する町税をいう。）に滞納がない者  
（助成対象費用）

**第4条** 助成金の交付の対象となる費用は初任者研修又は実務者研修に係る受講費及び教材費（以下「受講費等」という。）とする。

（助成金の額）

**第5条** 助成金の額は、受講費等（交付対象者が受講費等について公的助成以外の助成を受けているときは、当該助成金を控除した額）の2分の1の額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、その限度額は次の各号に掲げるものとする。

(1) 初任者研修の場合 5万円

(2) 実務者研修の場合 10万円

（交付の申請）

**第6条** 助成金の交付を受けようとする者は、鋸南町介護職員（初任者・実務者）研修受講費等助成金交付申請書（別記第1号様式）に、次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。ただし、助成金の交付を受けようとする者が、当該者の町税の納付状況について、町の職員が町の保有する公簿等により確認することに同意するときは、第4号に掲げる書類の添付を省略することができる。

(1) 研修を行った団体が発行する受講費等の領収書

(2) 研修を行った団体が発行する修了証明書の写し

(3) 介護施設等が発行する就労証明書（申請日の前14日以内に証明されたもの）

(4) 町税に関する納税証明書（申請日の前1月以内に証明されたもの）

(5) その他町長が必要と認める書類

2 前項に規定する申請は、修了日の翌日から起算して6月以内に行わなければならない。

（交付の決定等）

**第7条** 町長は、前条第1項に規定する申請があったときは、その内容を審査し、助成金の交付の可否及び交付するときにおける助成金の額を決定し、鋸南町介護職員（初任者・実務者）研修受講費等助成金交付（不交付）決定通知書（別記第2号様式）により申請者に通知するものとする。

（助成金の請求）

**第8条** 前条の規定による通知を受けた者が助成金の交付の請求をするときは、助成金の交付の決定（以下「交付決定」という。）の日から30日以内に、鋸南町介護職員（初任者・実務者）研修受講費等助成金交付請求書（別記第3号様式）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項に規定する請求があったときは、速やかに助成金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

**第9条** 町長は、交付決定を受けた者が次のいずれかに該当する場合は、当該交付決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により交付決定を受けたとき

(2) その他町長が相当の理由があると認めたとき

(助成金の返還)

**第10条** 町長は、前条の規定により交付決定を取り消したときは、受給者が既に受領している助成金を返還させることができる。

(補則)

**第11条** この告示に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示は、平成30年4月1日以後に初任者研修又は実務者研修を修了した者に係る受講費等について適用する。

年 月 日

鋸南町長 様

住 所

申請者 氏 名

印

電話番号

## 鋸南町介護職員（初任者・実務者）研修受講費等助成金交付申請書

鋸南町介護職員（初任者・実務者）研修受講費等助成金の交付を受けたいので、鋸南町介護職員初任者研修等受講費等助成事業実施要綱第6条第1項の規定により、次のとおり申請します。

|                                                           |                                                                                                                                                     |
|-----------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 研修事業者                                                     | 名 称：                                                                                                                                                |
|                                                           | 所在地：                                                                                                                                                |
| 研 修 期 間                                                   | 年 月 日 ～ 年 月 日                                                                                                                                       |
| 研修終了日                                                     | 年 月 日                                                                                                                                               |
| 交付申請額                                                     | 円                                                                                                                                                   |
| 交付申請額の算出基礎                                                | 研修の受講に係る経費 _____ 円 (A)<br>控除すべき助成額 _____ 円 (B)<br>上限額 初任者研修 50,000円 (C)<br>実務者研修 100,000円<br>※ (A) - (B) × 1/2 と (C) のいずれか低い額。<br>ただし、100円未満は切り捨てる。 |
| 添 付 書 類                                                   | ・研修を行った団体が発行する受講費等の領収書<br>・研修を行った団体が発行する修了証明書の写し<br>・介護施設等が発行する就労証明書<br>・町税に関する納税証明書<br>・その他町長が必要と認める書類                                             |
| 同 意 書                                                     |                                                                                                                                                     |
| 町税の納付状況について、鋸南町の保有する公簿等により町の職員が確認することに同意します。<br>申請者 氏 名 印 |                                                                                                                                                     |
| 注 同意があり公簿等により確認できるときは、添付書類のうち町税に関する納税証明書の提出を省略することができます。  |                                                                                                                                                     |

第 号  
年 月 日

様

鋸南町長

㊟

鋸南町介護職員（初任者・実務者）研修受講費等助成金交付（不交付）決定  
通知書

年 月 日付けで申請のあった鋸南町介護職員（初任者・実務者）  
研修受講費等助成金の交付については、次のとおり決定したので、鋸南町介護  
職員初任者研修等受講費等助成事業実施要綱第7条の規定により通知します。

1 決定事項 交 付 ・ 不交付

2 交付決定額 円

3 不交付の理由

年 月 日

鋸南町長 様

住 所  
請求者 氏 名 ⑩  
電話番号

鋸南町介護職員（初任者・実務者）研修受講費等助成金交付請求書

年 月 日付け 第 号により交付決定があった鋸南町介護職員（初任者・実務者）研修受講費等助成金について、次のとおり請求します。

1 交付請求額 円（※助成金交付決定通知書の額）

2 振込先

|        |                              |               |                 |  |  |  |  |  |
|--------|------------------------------|---------------|-----------------|--|--|--|--|--|
| 金融機関   | 銀行・信用金庫<br>農協・信用組合<br>その他（ ） |               | 本店<br>支店<br>出張所 |  |  |  |  |  |
| 預金種別   | 普通・当座                        | 口座番号<br>(左詰め) |                 |  |  |  |  |  |
| (フリガナ) |                              |               |                 |  |  |  |  |  |
| 口座名義人  |                              |               |                 |  |  |  |  |  |

※口座名義人は本人に限る。